

1 調査のあらまし

(1) 調査の概要

工業統計調査（指定統計第10号）は、工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省所管により毎年実施され、今回の調査は平成17年12月31日現在で実施されたものである。

(2) 調査の対象

調査の対象は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類F―「製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

なお、昭和56年、57年、59年、61年、62年、平成元年、3年、4年、6年、8年、9年、11年及び13年の調査は、従業者4人以上の事業所及び特定業種で従業者3人以下の事業所について実施され、14年及び16年調査においては、従業者3人以下の事業所が調査の対象から除外された。

昭和58年、60年、63年、平成2年、5年、7年、10年、12年、15年及び17年の調査は全数調査であり、製造業に属するすべての事業所、したがって従業者3人以下の事業所についても調査対象とした。本書では、第1部市・区別集計結果として従業者4人以上の事業所についての集計結果を、第2部学区別集計結果として従業者3人以下の事業所を含む全事業所の集計結果を掲載した。

2 集計項目の内容

(1) 事業所数

平成17年12月31日現在の数値であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計から除外した。

(2) 従業者数

平成17年12月31日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者との合計である。

(3) 現金給与総額

平成17年1年間（現金給与総額、製造品出荷額等のように、期間に基づく数値については原則として平成17年1月1日から12月31日までの1年間である。）に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

(4) 原材料使用額等

平成17年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等（内国消費税額を含む）

製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を平成17年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、製造品出荷には次の場合が含まれる。

① 同一企業に属する他の事業所に引き渡したもの。

② 自家使用されたもの。

③ 委託販売に出したもの。

製造品出荷額は、工場出荷価額である。

加工賃収入額とは、平成17年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃である。

製造品出荷額等には、この他に修理料収入額がある。

(6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

(7) 有形固定資産投資額

平成17年1年間の帳簿価額による数値である。

(8) 工業用地

敷地面積、建築面積及び延べ建築面積は平成17年12月31日現在の数値である。

(9) 工業用水

平成17年の1日当たりの数値である。

(10) リース契約額

平成17年1年間に新規に契約したリース物件の契約額（リース料総額）であり、消費税額を含んだ額である。

(11) リース支払額

平成17年1年間にリース物件使用料として実際に支払った金額であり、消費税額を含んだ額である。これには、平成16年以前にリース契約した物件に対する支払いリース料も含まれる。

3 集計項目の算式

(1) 製造品出荷額等

製造品出荷額等＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋修理工賃収入額

(2) 生産額

ア 従業者30人以上の事業所の場合

生産額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

イ 従業者10～29人の事業所の場合

生産額＝製造品出荷額等＋(年末在庫額－年初在庫額)

(注：平成16年は、生産額＝製造品出荷額等と算出しているため、時系列比較においては注意されたい。)

ウ 従業者9人以下の事業所の場合

生産額＝製造品出荷額等

(3) 付加価値額

ア 従業者10人以上の事業所の場合

付加価値額＝生産額－(原材料使用額等＋減価償却額＋消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)

(注：平成16年の10～29人の事業所は、付加価値額＝生産額－(原材料使用額等＋

消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)と算出しているため、時系列比較においては注意されたい。)

イ 従業者9人以下の事業所の場合

付加価値額＝生産額－(原材料使用額等＋消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)

(4) 有形固定資産投資額

ア 従業者30人以上の事業所の場合

有形固定資産投資額＝有形固定資産取得額(土地＋土地以外)＋建設仮勘定年間増減額

イ 従業者10～29人以下の事業所の場合

有形固定資産投資額＝有形固定資産取得額(土地＋土地以外)

(5) 消費税を除く内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

(6) 推計消費税額は以下の算式により推計している。

ア 従業者30人以上の事業所の場合

有形固定資産、製造品在庫額、半製品・仕掛品の価額、原材料・燃料の在庫額及び品目別製造品在庫額が

(ア) 消費税込みでの記入、もしくは消費税込み・抜きの明示がない事業所

推計消費税額＝{製造品出荷額×(1－輸出比率)＋(加工賃収入額＋修理工賃収入額)

－(原材料使用額等＋原材料及び燃料在庫額【年末－年初】)

－(土地を除く有形固定資産取得額＋建設仮勘定【増－減】)}÷1.05×0.05

(イ) 消費税抜きでの記入の事業所

推計消費税額＝{製造品出荷額×(1－輸出比率)＋(加工賃収入額＋修理工賃収入額)

－原材料使用額等}÷1.05×0.05－{原材料及び燃料在庫額【年末－年初】

＋土地を除く有形固定資産取得額＋建設仮勘定【増－減】}×0.05

イ 従業者29人以下の事業所の場合

推計消費税額＝{製造品出荷額×(1－輸出比率)＋(加工賃収入額＋修理工賃収入額)

－原材料使用額等}÷1.05×0.05

(7) 1事業所当たり生産額

1事業所当たり生産額＝(生産額－内国消費税額)÷事業所数

4 学区別集計について

本書の第2部に掲載した学区別集計は、学区(調査日現在の小学校通学区、中区は国勢統計区)をもとに、従業者3人以下の事業所を含めて集計したものである。集計の単位となる学区は、全市で261学区となった。

5 結果数値について

(1) 結果数値は、表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(2) 文中及び表中の百分率は原単位当たりで算出したものである。

(3) 統計表中で、事業所数が「1」又は「2」の場合は、事業所数、従業者数以外の調査項目の結果数値を「X」で表した(秘匿した)。また、他の結果数値からそれらが判明しないように「X」で表した箇所がある。

6 統計表中の記号について

(1) 「0.0」 単位未満

(2) 「－」 皆無または該当数値のないもの

(3) 「…」 不詳

(4) 「X」 秘匿したもの

7 日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）の改訂に伴う本調査における産業分類の主な改訂について

- (1) 「もやし製造業」は『製造業』から『農業』へ、「新聞業」及び「出版業」は『製造業』から『情報通信業』へ移行し、本調査の対象外となった。
- (2) 「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3つに分かれた。
- (3) 「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行した。

※ 平成14年に日本標準産業分類が改訂され、平成14年調査から適用されたが、平成13年以前の時系列の数値については、旧産業分類のまま掲載している。なお、第1部市・区別概要における平成14年対前年比は、平成13年のデータを、新産業分類に置き換えた実績値（以下「実績値」という。）で計算したものである。さらに、第2部学区別概要における平成7年、10年及び12年の各年のデータについては、それぞれ実績値も併記し、平成7年と平成17年調査結果との比較も実績値を用いた。

8 産業中分類の略称及び産業類型について

略 称	産 業 中 分 類	産 業 類 型		
		基礎素材型	加工組立型	生活関連・その他型
食料品	09 食料品製造業			○
飲料・飼料	10 飲料・たばこ・飼料製造業			○
繊維	11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)			○
衣服	12 衣服・その他の繊維製品製造業			○
木材・木製品	13 木材・木製品製造業(家具を除く)	○		
家具・装備品	14 家具・装備品製造業			○
パルプ・紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業	○		
印刷	16 印刷・同関連業			○
化学	17 化学工業	○		
石油・石炭	18 石油製品・石炭製品製造業	○		
プラスチック	19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○		
ゴム製品	20 ゴム製品製造業	○		
皮革製品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業			○
窯業・土石	22 窯業・土石製品製造業	○		
鉄鋼	23 鉄鋼業	○		
非鉄金属	24 非鉄金属製造業	○		
金属製品	25 金属製品製造業	○		
一般機械	26 一般機械器具製造業		○	
電気機械	27 電気機械器具製造業		○	
情報通信機械	28 情報通信機械器具製造業		○	
電子部品	29 電子部品・デバイス製造業		○	
輸送機械	30 輸送用機械器具製造業		○	
精密機械	31 精密機械器具製造業		○	
その他	32 その他の製造業			○

※産業中分類「19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおり

製 造 品 名	細分類	製 造 品 名	細分類	製造品名	細分類
家具	1499	通信機用抵抗器、コンデンサ	2914	漆器	3261
プラスチック版	1621	眼鏡	3161	畳	3272
写真フィルム（乾板を含む）	1795	歯車（時計用）、軸受（時計用）	3171	うちわ、扇子	3273
履物・同附属品	2022	時計側	3172	ほうき、ブラシ	3274
かばん	2161	楽器	3221-3229	傘・同部分品	3275
袋物	2171	がん具、歯車（がん具用）、軸受（がん具用）	3231	喫煙用具	3277
ハンドバッグ	2172	人形	3232	魔法瓶	3278
歯車（時計用、がん具用を除く）	2675	運動用具	3234	看板、標識機	3292
軸受（時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く）	2675	事務用品	3241-3249	パレット（運搬用）	3293
軸受（玉軸受、ころ軸受）	2694	装身具、装飾品	3251	モデル、模型	3294
抵抗器（配電制御用）	2713	ボタン	3253	工業用模型	3295
コンデンサ（通信機用を除く）	2719	かつら	3255	レコード	3296

9 その他

この集計数値は、名古屋市分についてまとめたものであり、後日、愛知県及び経済産業省が公表する確定値とは相違することがある。